

田収発第1364号
平成17年6月17日

青 森 県 知 事
三 村 申 吾 殿

田子町長職務代理者
田子町助役 築 田 尚 久

青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策における対応等
についてのお尋ねしたい事項について

県境産廃不法投棄事案に関しては、昨年12月より本格的な一次撤去が開始され、原状回復対策が徐々に進捗していることに対し深く敬意と感謝を申し上げます。

このような中で、青森県の実施される事業の実施状況等については、去る6月4日に開催された県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会においても報告がなされているところではございますが、今後田子町として現場の原状回復対策や環境再生のあり方を検討し提言していくために、あらためて青森県の現時点での具体的対応状況等についてお知らせ頂きたく、別添のとおり田子町としてお尋ねしたい点等を取りまとめました。

つきましては、可及的速やかに6月末日以前に田子町としてお尋ねしたい事項についてのご回答をいただくようお願い申し上げます。

1 青森県の現時点での具体的対応状況等について田子町としてお尋ねしたい事項

青森県の基本方針である不法投棄された廃棄物及び汚染土壌等(以下「廃棄物等」といいます。)の全量撤去を産廃特措法の期限内の平成24年度までに確実に実現して頂くためには、まだまだ数々の解決していくべき問題があると考えております。

すなわち、地元住民の願いは、安全で安心できる生活環境が一日でも早く回復され将来の展望を見据えていくことですが、2-(1)でお願いを申し上げる事項の環境再生のあり方を検討している中において、その前提となるべき廃棄物等の全量撤去が果たして期限内に実現可能であるかとの不安が高まってきていることにその諸問題の根元があります。このため、下記の事項についての青森県のご見解と現時点での具体的対応状況等についてお尋ね致します。

(1) 廃棄物等の撤去計画における撤去対象廃棄物等の数量について

これまでの青森県の地元説明会や産廃特措法に基づく支障の除去等事業の実施計画から、撤去の対象とする廃棄物等は、不法投棄された廃棄物67.1万 m^3 と推計できていない汚染土壌と理解しておりますが、この撤去対象廃棄物等は立方メートル表記となっており、実際に撤去・処分された廃棄物量はトン表示となっています。合同検討委員会技術部会資料(※1)や岩手県の今年度の掘削撤去実態(※2)から、青森県側の廃棄物等もほぼ同様な廃棄物等であることから、廃棄物等の比重が1.0を超えるのは明らかと考えます。

これらのことから、推定できていない汚染土壌を合わせると、当初計画段階の撤去予定量を数十パーセント超え、場合によっては100万 m^3 にも及ぶことも予想されます。この点について、青森県としてはこれらに対してどのようなご見解をお持ちかお尋ねするとともに、これまで撤去された廃棄物の比重調査を行った経緯があれば、その調査結果をお知らせください。

※1 平成15年1月14日開催第3回技術部会資料5

廃棄物等比重試験結果 1.066~1.419トン/ m^3 (一般の土質の約80%)

※2 平成17年6月11日岩手県開催第12回原状回復対策協議会資料4

掘削数量2800.3 m^3 、重量3632.22トンより 比重は1.297トン/ m^3

(2) 廃棄物等の撤去・処理進捗について

青森県のご努力により平成16年12月から本格的撤去が開始されたところでありますが、その進捗実績については、平成16年度は6016トンと全体計画の0.9%となっています。平成18年度までの1次撤去計画については昨年度は遅れながらも今後については予定期間内に完遂できる見込でありましょうが、住民の不安とするところは1-(2)に申し上げたことと併せ、本格的な2次撤去が始まる平成19年度以降において、その撤去された廃棄物等が確実に実施計画どおりに焼却、焼成、熔融の加熱処理がなされ県民も安心するところとなるかという点にあります。すなわち、確実なる撤去された廃棄物等を処理する委託先の処理業者(施設)が確保されているのかという疑問に対し、未だ明確な青森県の具体的計画が明示されていないところによります。

これまで当町においては、住民説明会や田子町議会においても具体的計画の明示を求めておりますが、明確なお答えを頂いておりません。つきましては、現在青森県(廃棄物等担当部局も含む)において要請・交渉や事前協議等を行っている状況について、下記①～

③に例示致しますので、具体的に対応している事業者ごとにお知らせください。これらのことは、6月4日開催された協議会の席上でいみじくも会長が県の態度を指摘された、平成24年度までにする予定という決意表明や、廃棄物処理計画における哲学・理念をお聞きしたいのではなく、具体的な計画の明示と取組状況を、たとえば岩手県は主要処理先の候補として4社を実社名をあげて公表明言しているように、お示し頂きたいと考えています。なお、これまでもことあるごとに相手先があるのではという理由から明言を避けてきた青森県の経緯がありますが、公的事務を執行する中においての秘守の必要性その他の事由があるのか、その場合は明言できない理由をお聞かせください。

① 既存の産廃処理施設について

施設に安全性の問題がなく、運搬に伴う事故も発生しない最大楽観視での推定として、年間最大処理受け入れ可能量は、

ア. 青森RER 年間45000トン

イ. 八戸セメント 年間15000トン

程度でしょうか。

② 既存の一廃・産廃処理施設への処理要請・交渉・依頼状況と処理可能能力

ア. 大平洋金属

イ. 下北事務組合一般廃棄物処理施設

ウ. 中部上北事務組合一般廃棄物処理施設

エ. 三菱マテリアル

オ. 秋田県大館市の同和クリーンテックス

カ. その他要請・交渉・依頼などを行っている社

③ 新たな産廃処理施設の建設

ア. 県議会や青森県協議会で示唆のあった八戸市での民間企業の動向

事前申し入れ・調整・協議の状況、事業者名等の事業方式、規模、種別、立地場所、環境アセスメントの必要性と実施状況、立地箇所周辺住民の動向と説明状況、稼働開始予定年月などについて

イ. その他の社で当町内や周辺で新たな処理施設建設の動き

事前申し入れ・調整・協議の状況、規模、種別、立地場所などについて

2 田子町としてお願いを申し上げたい事項

(1) 田子町として検討中の現場の環境再生に関する事項

青森県が開催している県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、原状回復対策終了後の不法投棄現場をどう環境再生させるかの観点の議論と地元からの提言が求められており、田子町としても、現状回復(元の自然環境に戻った)後の現地について、町の将来と後世に伝えるために、その跡地利用に必要な対策を講じることを含め、必要な状態とする環境再生のあり方の検討を開始しているところです。

しかしながら、現場は県有地で跡地利用は県の裁量事項であることから、田子町としては町の構想をその費用負担のあり方を含めて随時青森県に提案・要望して参りますので、その地元の意向を十分ご高配くださるようお願いを申し上げます。

(2) 田子町現地事務所の体制強化について

田子町現地事務所は青森県のご配慮もあり、平成15年9月に開設され現在に至っておりますが、当該事案のような田子町及び住民からの質疑事項やお尋ねしたい事項などについて、今後の本格的撤去を迎え常時ご回答を頂けるような、情報提供機能及び権限の強化についてご検討くださるようお願い申し上げます。